

令和7年度 第1回 自転車活用推進に係る懇談会 会議摘録

【開催日時】 令和7年7月29日（火）10：00～11:15

【開催場所】 川崎市役所本庁舎 17 階 建設緑政局会議室

【出席者数】 出席 6 名（うち 1 名 WEB 参加）、欠席 3 名

議事1 自転車活用推進に係る懇談会について

事務局 「資料1 自転車活用推進に係る懇談会運営等要項の制定について」に基づき説明

事務局 ただ今の説明に対し、ご意見、ご質問等がありますか。

※委員より特に意見、質問なし

議事2 川崎市自転車活用推進計画の改定に向けて

事務局 「資料2 川崎市自転車活用推進計画改定検討案（概要）」に基づき説明

事務局 ただ今の説明に対し、ご意見、ご質問等がありますか。

越田委員 ・通行環境整備の（2）目標値の達成状況について、自転車事故件数が約4割減少、整備箇所約7割で自転車事故が削減とあるが、どういうことが自転車事故の軽減に効果を発揮したと考えられるか。

事務局（通行環境） ・自転車交通事故の削減のため、矢羽根型路面表示、自転車マーク、路面シールに加え、交通ルールに関するソフト対策を総合的に進めてきた。
・特定の対策というより、総合的に進めた結果として自転車事故が減少したものと考えている。

佐山委員 ・現時点で、放置自転車を最寄りの駐輪場に一時的に保管する対応をしているところはあるか。

事務局（駐輪対策） ・駐輪場に一時的な保管所機能を設ける対策については、現時点では検討している段階であり、他都市での取り組み事例等を参考に、今後具体化していきたいと考えている。

金子委員 ・1点目。需要推計について、16時台のデータを使っているが、今年度から放置自転車のモニタリングを市と合意の上で11時に変更している。今後、整合をとる必要がある。

・2点目。駐輪場の需要は大きく変化はなく、既存の駐輪場を適切に運用するとしているが、駅によっては依然として不足しているところもある。需要の高い駅周辺については、引き続き駐輪場を整備していく必要がある。交通安全協会として候補地も提案しているため、検討をお願いしたい。

・3点目。一部の地域でバス停周辺の放置自転車の問題が提示されているが、市全体をみた場合、車両の一部が民地に入って撤去できない「民地またぎ」の課題がある。一般には「民地またぎ」は撤去されないと認識されていることから、撤去に向けた検討をしていただきたい。

・4点目。シェアサイクルについて、普及促進のため駐輪場内の一部スペースを提供し協力しているが、シェアサイクルポートが満車のときに、通路にはみ出して止めたり、空いている駐輪ラックに勝手に止めるなど、不適切な行為が目立つ。この状況が続くようであれば、シェアサイクルへの協力が難しくなり、協力する際の条件にもなっていることであるため、よく事業者と協議していただきたい。

・5点目。ルール・マナーの件で、関係機関と連携した啓発活動とあるが、具体的にどんなことが行われているか。例えば、マナーアップ事業を地区の交通安全協会に直接委託を出して進めていくような形も含めて、どのような形で各地区のルール・マナーの啓発活動を

行うのか、具体的に示してほしい。

佐山委員

- ・金子委員の意見の補足となるが、母の会では、ルール・マナー啓発のチラシの配布、小学校で交通安全教室の開催に取り組んでおり、それぞれの区域で警察と連携し活動を継続している。
- ・その中で、例えば警察署長は入れ替わりが早く連絡が取れない場合など、問題も生じている。学校、警察との連携の際の連絡や、各関係者との調整の際に同行いただく等、もう少し丁寧な市の協力をお願いしたいところがある。

鈴木委員

- ・需要予測について、提案されている需要予測の考え方の中でも「③自転車利用の変化率」がこれからの自転車活用を軸とした計画の考え方には重要である。
- ・従来、人口ベースで駐輪需要を予測する場合が多かったが、コロナ禍を経て定期利用、一時利用の割合に変化が出ている等、自転車の利用のされ方が変わっていることを「③自転車利用の変化率」をうまく使って評価する必要がある。
- ・計画期間4年間の中で、市としてどのように自転車を取り扱うのか、自転車活用の観点から、市の方針を反映する場合に「③自転車利用の変化率」が重要となる。現時点では、過去の駐輪需要の実績ベースのようであるが、自転車活用の推進を考えるのであれば、市の方針を加えてみてはどうか。時間的な制約等もあり実績ベースもやむを得ないと思うが。
- ・バス停周辺の放置禁止区域指定の検討に合わせた駐輪場の整備について、単に放置自転車を排除するという考え方と、サイクル&バスライドの推進の観点で公共交通プラス自転車の利用を増やす方向を打ち出す考え方と、真逆の考え方が存在する。川崎市としてバス停周辺の放置対策について「こうしたい」という方向性を明確にしたほうが、民間にとっても色々な判断をしやすくなり、より良いと考える。
- ・今後4年間の計画期間の中で、電動キックボードや新たな自転車に類似した新たな乗り物が発生してくる可能性がある。これらの乗り物について、自転車の計画としては難しい部分があることは承知の上で、懸念されることとして何らかの記載をすることが望ましい。

絹代委員

- ・撤去費用について、放置しにくい環境をつくる観点から、撤去費用の値上げについても議論してよいのではないかな。
- ・最近問題になっている「モペット」などを、適切でないインターネットの販売サイトから購入するケースもある。問題を提起し、不適切なサイトで購入しない等の発信も必要である。
- ・駐輪場について、高齢化の進行とともに老年人口層の自転車利用が増え、三輪車型のシニア向け自転車が増えてくる可能性がある。三輪車型のシニア向け自転車の駐輪対応も検討されてはどうか。
- ・現計画及びその改定案では、健康、観光の視点での自転車活用について、あまり記載がなく薄く感じている。具体的に健康、観光の視点での自転車活用についてどのような考えか、教えていただきたい。
- ・対歩行者事故について全体の8%とあるが、歩道での事故かどうかなど、自転車事故の詳細な分析をされていれば教えていただきたい。
- ・自転車の交通安全教育について、全国で自転車教室が開催されているが自転車事故が依然無くならない中で、「量」としてだけでなく、教える内容としての「質」が重要となっている。現在、警察庁がライフステージ別の安全教育に関するガイドラインの作成を進めている。これらの動きを踏まえながら、具体の検討をいただきたい。
- ・子どもへの交通安全教育について、家庭の中で正しい交通ルールを、繰り返し教えていくことが重要であり、三歳児検診等のタイミングを活用しながら、保護者から子どもへの交通安全教育について触れていただきたい。
- ・アンケート調査について、自転車の交通ルールを知っているか、守っているか、を聞いているようであるが、実際にまちでルールが守られているのか、ヒヤリハット体験をしたことはあるか等を確認することも必要である。アンケート調査が行われるのであれば、検討

していただきたい。

- ・交通ルールの伝え方について「信号を守りましょう」といっても、自転車の場合どの信号を見るのか、判断がつきにくい場合がある。どの信号を見るのかなど、丁寧に情報を伝えることが必要である。
- ・日本語に不慣れな外国人について、日本語で記載していても読めない場合がある。市内では、路面に「あっ！」と書いてあり、直感的に事故の危険を察知するような表記もある。路面表示での工夫についても、検討していく必要がある。
- ・自転車事故の評価について、自転車事故の件数だけで評価するのではなく、重傷者の発生や、年齢層による違いなどもあるとよい。
- ・スケアード・ストレイトについては効果がなく、実際に交通事故に関係したことがある子どもにとって、心の傷になってしまうこともあり、スケアード・ストレイト教育は控えていく方向になっているので、かわりの交通安全教育について、検討していく必要がある。
- ・資料の中で、マラソンの先導を競輪選手が行っている写真が掲載されているが、明らかにヘルメットを着用していない写真となっている。このような自転車ヘルメットが未着用という写真を見たときに問題があると認識することが重要であり、配慮する必要がある。

佐山委員

- ・交通安全教育に対する意見について、川崎市では母の会、交通安全協会、警察等と連携して、正確なルールを繰り返し教育してきている。

絹代委員

- ・子どもがルールを理解し、守る意識を持てるように、伝わる伝え方を工夫することが必要。
- ・小学校在学6年のうち1回だけ交通安全教育を行っても、自転車の交通ルールの意識は定着しないと思われる。繰り返し伝えていかないと習慣にはならない。また、回数を増やすだけではなく、その内容についても十分検討する必要がある。
- ・長野県では、支援センター（補足：一財 長野県交通安全教育支援センター）により繰り返し教える取組が行われている。

佐山委員

- ・川崎区に関しては、実際に学年別に交通安全教育を行い、小さなお子さんを対象とする場合、保護者にも知ってもらうため、様々な対応を行っている。
- ・各地区での取組に違いがあるが、川崎区の場合、繰り返し教育に取り組んでいる。

絹代委員

- ・小学校での交通安全教育は全国で長い年月行われてきたが、自転車事故が激減しておらず、今の教え方では結果がついてきていないと感じている。
- ・学校教育で使われるタブレット端末を利用し、交通ルールのクイズを行うとか、PDFを見てもらうとか、できるだけ負担なく可能なことをしてもらうことも検討してはどうか。

佐山委員

- ・学校教育での繰り返しの安全教育について、実現できれば良いことであるが、教育委員会、学校と連携して、どの程度であれば実現できるのか、連携をしっかりとしないと難しい。

絹代委員

- ・今後、警察庁からのライフステージごとの教育の「ガイドライン」が出され、ポータルサイトを作成し、教育に使えるツールの提供があると聞いている。
- ・大人・シニア層などの教育をするのは非常に難しく、子供達の教育をしっかりとしていくことで、10年後、20年後が変わってくると思う。

事務局

（担当課長）

- ・色々なご意見をいただいた。全ての意見への回答は難しいが、できるだけ回答します。
- ・1つめ。需要推計について、現在の推計方法について基本的な考え方は、過去との比較を行いやすいという観点から、過去の実績ベースの推移を踏まえて算定する方法を踏襲している。ご指摘の16時台のデータについては、令和6年度の値であり、モニタリングについては今年度の内容であるため、推計に影響はないことを御理解いただきたい。
- ・2つめ。電動キックボードをはじめとする新たな乗り物について、どう扱うか難しいところであり苦慮している。自転車と通行環境を共用することや、駐輪場についても対応が求められることは理解している。自転車活用推進計画としては記載が難しいものであるが、

自転車の活用を考えた場合に避けては通れない部分でもある。電動キックボード等の自転車以外の記載方法については、改めて提案したい。

- ・ 3 つめ。駐輪場でのシェアサイクルポート設置による悪影響について、シェアサイクル事業がスタートした当時より課題として認識している。事業者選定時の募集要項の段階から適切な整理・整頓を事業者に求めてやってきているが、実際にこのような問題が生じていることも理解している。駐輪場の利用者をはじめ周囲への迷惑にならないことが前提の事業のため、シェアサイクル事業者に対して対応を図るよう伝達する。
- ・ 4 つめ。ルール、マナーについて、自治体としては交通安全協会、母の会、所轄警察等との横のつながりの中で取り組んできているが、現時点で革新的な取組が見つかっていない状況にある。今後、ライフステージごとの安全教育に関するガイドラインが出されるとのことで、これを踏まえながら、新たな安全教育手法等が出てきたときに柔軟に動けるような形で表現していきたいと考えている。
- ・ 5 つめ。健康、観光に関する記載について、市では健康増進に関する計画もあるが、自転車に特化した取組ではなく、健康づくりの手段の一つとして位置付けられる。健康増進の取組として本計画内で大きく書くことは難しいと考える。現状を継続し、積み上げた実績の中で、今後具体的な対応等も打ち出していきたい。
- ・ 6 つめ。駅周辺の駐輪場整備については、市全体を見たときに積極的に整備を想定しないものの、個別に見て明らかに供給が不足している駅周辺については、新たな整備も含めた検討を行う考えである。
- ・ 7 つめ。放置自転車の民地またぎについては、法律等の壁があるため、今すぐの解決は難しいと認識しているが、市としても課題感を持っており、ご意見を参考にさせていただきたい。

事務局
(室長)

- ・ シニア向けの乗り物の対応について、川崎市は縦に長い構造であり、山間部の多い北部地区では運転手不足によるバスの減便等もあり、電車にもそのまま乗車でき、坂道も登れる「シニアカー」のニーズがある。今後、駐輪場に関して、「シニアカー」の受け皿としても検討が求められることが考えられるため、状況を注視している。

議事 3 現状・課題を踏まえた取組の方向性

事務局

「資料 3 今後の予定」に基づき説明

事務局

- ・ ただ今の説明に対し、ご意見、ご質問等がありますか。

※特に意見なし

事務局

- ・ その他、本日の議事全体に対し、ご意見、ご質問等がありますか。

石渡委員

- ・ 来年度から自転車の交通ルール違反に対する青切符による指導が開始される。期待はしている一方で、自動車の交通違反と異なり圧倒的に数が多い。実際に指導、取締りを行うとしても、どの程度の交通ルール・マナーの向上につながるか、疑問もある。
- ・ 車道通行の義務について、高齢者や子どもの場合、歩道を通行してよいことになっているが、それを見て歩道を通行した対象外の年齢層の人が捕まった場合、理解を得られるのか。また指導する側としても明確な判断ができるのか。結果的にあまり指導が行われない可能性も危惧している。
- ・ 矢羽根型路面表示について、経年劣化等で見えにくい場所も増えている。矢羽根に沿って車道を走っていて、突然消えてしまうと混乱することもある。矢羽根型路面表示の維持補修のことについても考える必要がある。

事務局

(担当課長)

- ・ 来年 4 月からスタートした時に、どのような指導があり、どのような効果があるか、注視する必要がある。実際には悪質なものから対応されると思うが、実際に始まった時にどのような意見が出てくるのか、関係機関と連携しながら見極めていきたい。

- 絹代委員
- ・ 交通ルール違反の判断については、警察官の制止を振り切った場合や、明らかに危険な運転を行っているときなど、明確なラインが設定されている。自転車が歩道を通行したらすぐに青切符が切られる、という状況は考えにくい。
 - ・ 歩道通行について、高齢者、子どもに加えて、車道の走行が明らかに困難な場合は通行できる交通ルールになっている。ただし、歩道は歩行者優先で、歩道中央から車道よりを、いつでも止まれるスピードで徐行することがルールである。歩行者の通行を明らかに邪魔した場合には、青切符の対象となる。
- 石渡委員
- ・ 指導する際に警察にとっても判断は難しいと思うが、期待していることではあるので、頑張って進めていただきたい。
- 事務局
(担当課長)
- ・ 青切符制度の導入に関しては、今後の交通ルール順守に関する重要な変化と認識しており、市としても注視していきたいと考えている。
- 事務局
(担当課長)
- ・ 本日の懇談会について、すべての議事を終了しました。ありがとうございました。

以上